

令和7年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月3日

○出席議員 14人

1番 戸 部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢弥 君
4番 長 田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克巳 君
7番 狩 野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 寺尾 重雄 君
10番 戸坂 健一 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君	

○欠席議員 1人

13番 松崎 栄二 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正男 君
副市長 加藤 正倫 君	教育長 岩瀬 好央 君
総務課長 屋代 浩 君	企画課長 水野 伸明 君
財政課長 鈴木 和幸 君	情報政策課長 高橋 吉造 君
消防防災課長 窪田 正 君	税務課長 小野寺 千枝 君
市民課長 田中 めぐみ 君	高齢者支援課長 篠宮 寛敬 君
福祉課長 渡邊 弘則 君	こども未来応援課長 土馬 健太郎 君
生活環境課長 渡邊 知幸 君	都市建設課長 栗原 幸雄 君
農林水産課長 君塚 恒寿 君	観光商工課長 岩瀬 由美子 君
会計課長 吉田 智絵 君	学校教育課長 紫関 左恭 君
生涯学習課長 渡邊 友人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 軽込 一浩 君 議会係長 小高 茂 君

議事日程

議事日程 第2号

第1 一般質問

開 議

令和7年9月3日（水） 午前10時開会

○議長（戸坂健一君） おはようございます。13番、松崎栄二議員から、今期定例会会期中における会議規則第2条の規定による欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は14名で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（戸坂健一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により、順次質問を許します。

最初に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

[8番 久我恵子君登壇]

○8番（久我恵子君） おはようございます。会派勝寿会、久我恵子でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、登壇しての質問をさせていただきます。

今回、1点のみの質問であります。勝浦市の防災対策についてお伺いいたします。

令和7年7月30日、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源とした地震が発生いたしました。震源が遠く、強い揺れがない中で、日本では太平洋沿岸を中心に津波警報が発表されました。南海トラフ地震や千島海溝地震の発生が懸念される中、今回のロシア・カムチャツカ半島付近を震源とした地震による津波警報は、14年前の東日本大震災をほうふつとさせられ、改めて災害に対する対策、対応の見直しが必要と考えられました。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、今回のロシア・カムチャツカ半島付近を震源とした地震による津波に対して、市はどのように対応されたのか。

2、災害時の防災無線の放送及び内容について。

3、木造住宅耐震化促進事業、ブロック塀等改修促進事業の進捗状況。

4、企業との災害時の協定の見直しについて、お伺いいたします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

[市長 照川由美子君登壇]

○市長（照川由美子君） ただいまの久我議員の一般質問にお答えします。

まず、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源とした地震による津波への市の対応についてで

ありますが、7月30日午前8時37分の津波注意報の発表を受け、防災行政無線により、海岸付近は危険であるため海岸から離れるよう周知を行い、市では災害即応体制を取りました。

その後、午前9時40分に津波警報が発表されたことから、同様に海岸付近の方は高台に避難するよう周知を図るとともに、午前10時に災害対策本部を設置し、10時30分に13か所の避難所を開設しました。

同日、午後6時30分に津波注意報に切り替わったことから、災害対策本部を廃止し、災害即応体制へと移行しました。

次に、災害時の防災無線の放送内容についてであります、7月30日午前8時37分の津波注意報の発表を受け、海岸付近は危険であるため、海岸から離れるよう促しました。

午前9時40分に津波警報が発表されたことに伴い、海岸付近の方は高台に避難するよう促しました。

その後、午後6時30分に津波警報が津波注意報に切り替わりましたが、引き続き海岸には近づかないよう促したところであります。

次に、木造住宅耐震化促進事業及びブロック塀等改修促進事業の進捗状況についてであります、木造住宅耐震化促進事業は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却、耐震シェルター設置を行う所有者に対し、事業費に要する経費の一部を市が補助する制度であります。

ブロック塀等改修促進事業は、通学路等に面する危険ブロックの撤去、また、撤去後に新設工事を行う所有者に対し、工事に要する経費の一部を市が補助する制度であります。

いずれの事業も地震が発生した場合、市民の生命、財産を守るとともに、避難や救助活動の妨げを未然に防ぐため、重要な事業と考えます。

木造住宅耐震化促進事業及びブロック塀等改修促進事業は毎年、申請者もあることから、一定の成果があるものと認識しております。

次に、企業との災害時の協定見直しについてであります、現在、物資等の供給協定をはじめ、避難所に関する協定や自治体等相互応援協定などで66件の協定を締結しております。

このうち、協定書の相手方や協定に基づく避難施設の経営母体などが変更となった場合、隨時、見直しを行うよう努めています。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市長より答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

市は津波注意報の発表時から防災行政無線で海岸付近から離れ高台に避難するように周知をいたし、そして午前10時に災害対策本部を設置、10時30分に13か所の避難所を開設したとの答弁でございました。防災行政無線の高台への避難の呼びかけやテレビ等のニュースで知り、一時避難所や指定避難所に多くの方が避難されたと聞いております。

そこでお伺いいたします。開設された13か所の避難所に避難された避難者数を時間ごとに集計されていると思います。その人数をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。避難所13か所を開設いたしまして、時間ごとの避難者数でございますけども、11時現在で567人、12時現在で531人、13時現在で419人、14時現

在で370人、15時現在で311人、16時現在で198人、17時現在で125人、18時現在で77人でありまして、津波注意報に切り替わった後は、19時現在で22人、20時現在で14人、21時現在で12人でございました。

避難所のほうですけども、津波注意報に切り替わった後に、避難者が在するキュステを除いて避難所を閉鎖したところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 細かい数字ありがとうございました。

津波の到達時間が、予想時間が10時から10時30分という予想がされておりましたので、11時台から13時の間に大変多くの方がキュステあるいは市役所、13か所の避難所あるいは一時避難所に避難されたものと思われます。

津波警報が注意報に切り替わった後も、今お話を伺いましたが、避難所に残っていた方がいると伺いました。どのような状況であったのかをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。キュステの12人にありますては、市外の高校生と引率の教員ということでございました。市内に宿泊予定であったところ、津波警報、注意報の発表によりまして、安全確保のためにキュステに避難したものということでございました。

また、もう1件、興津の目黒学園にございましては、1つのグループではない、別々の11人の高校生の方たちだということで、帰宅困難となっていましたことから、施設の対応で宿泊をさせていただいたということでございました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 来訪中の高校生らが帰宅困難となり、キュステあるいは目黒学園様が宿泊対応をしていただいたということでございます。高校生たち、どれほど安堵したのかと思います。対応してくださった方々に心から感謝をいたしたいと思います。

今回の津波警報は夏の観光シーズンの真っ最中、海水浴客、海岸近くには多くの観光客の方がいらっしゃいました。

そこでお伺いいたします。海水浴客等の避難誘導はどのように行われたのかをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この当日につきましては、津波注意報の発令により、勝浦中央海岸、守谷海水浴場、興津海水浴場、鵜原海水浴場の各海岸ともに、直ちに場内放送を実施いたしまして、遊泳者に対して海から上がるよう誘導を行った後、ライフセーバーが津波フラッグを監視台に設置したり、また、自ら掲げながら率先避難を行ったところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 海岸での避難は混乱なくスムーズに行われ、呼びかけと、あと放送、そして津波フラッグを使って行われたということです。今後の津波警報等による避難誘導について、津波フラッグ、こちらのほうがあまり周知がされていないようと思われますが、これについて、今後の周知方法についてお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この津波フラッグの周知につきましては、日頃からポスターの掲示等によりまして啓発を行うとともに、海水浴場の開設期間中は毎日、地震、津波が発生した場合の注意喚起放送を1日4回実施しております、そのうちの1回、12時に、ライフセーバーによりまして、海岸で実際に津波フラッグを振るデモンストレーションを実施しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。海にいる方、なかなか気がつかれないこともあると思いますので、ライフセーバーによる、その津波フラッグ、そして、あとは放送によって、海岸付近あるいは海の中にいる方に避難を促していただくよう、さらに周知を進めていただきたいと思っております。

次に、災害というのは、やはり時間と場所を選びません。そして、今回の津波警報では、金融機関、郵便局、コンビニ等、多くの事業所が営業を一時中断し、お客様、職員、従業員等の安全を図りました。これは14年前の東日本大震災の津波の被害の甚大さが教訓となっているものと思われます。この避難に際し、多くの方が指定避難所または一時避難所に避難されたことだと思います。一時避難所にはコンビニの駐車場、旧行川アイランド駐車場、国道128号線バイパス等が含まれております。

7月30日の避難では、興津地区の方々がコンビニ駐車場に避難されましたが、日陰が少なく、幾ら猛暑日のない勝浦とはいえ、暑さで大変な思いをされたと聞きました。道路や駐車場での暑さ、寒さ対策は難しいことだと思います。

今回の興津地区のコンビニ駐車場であれば、近くに葬儀施設が2つございます。この2者と災害協定を結び、営業時には支障のない範囲で屋内等での避難をお願いし、避難場所として御協力をお願いしてはどうかと思いますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。現在、協定のほうは締結してございませんので、今後、協定締結に向けた協議、こちらのほうを行ってまいりたい、このように考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ぜひこの協定進めていただいて、市民の方が避難先で、一時避難先としての避難先として、寒さや暑さから身を守れるようにしていただきたいと思います。

市民の方から、この一時避難所、そして指定避難所の違い、なかなか市民の方、区別がつかないようなことを電話で伺いました。分かりやすい周知が必要かと思いますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。津波の危険が迫った場合、まずは自分の命を守ることが優先となりますので、第1に、高い場所に避難する場所として一時避難場所がございます。一時避難場所は、まさに一時的に自身の命を守るために避難場所でございますので、行政の支援が行き届かないことがほとんどでございます。指定一般避難所は職員を配置しまして、行政サイドが運営管理を行う避難所でございます。一刻を争う場合は一時避難場所、時間的猶予がある場合につきましては指定一般避難所を目指してもらうよう周知を図っていきたい、こ

のように考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） この一時避難所にやっぱり避難された方が、行政の支援の手が届かない、この後どうしたらいいのか分からぬといいうお声が随分ございました。やはりこの辺の周知のほうをしっかりとしていただきて、市民の方には一時避難であって、そして長期の避難、あるいは時間的に長くなるのであれば指定避難所のほうへ行っていただくような、そういう周知をしていただきたいと思います。

そして、これは本当に、その次、これですね。すみません。午後6時頃なんですが、7月30日、避難所となっている勝浦中学校のほうにお邪魔をいたしました。まだ津波警報が発表中だったため、先生方と生徒の方、そして一般の避難者の方々が学校のほうにいらっしゃいました。生徒さんたちに、午前中からの避難でございますから、昼御飯はどうしたのかと聞いたところ、市の防災備蓄品を頂いて食べたと、パンのようなものと、あとは水を頂いたというお話を伺いました。

やはり防災備蓄品、非常に大事でございます。この防災備蓄品の保管状況、そして非常食や飲料水の期限の管理は、そして入替えは、どのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。防災備蓄品の保管状況につきましては、現在は防災備蓄倉庫に集中して保管している状況でございますけれども、交通網の寸断等によりまして指定一般避難所に運搬ができなくなるようなケース、これも想定されますので、分散管理を目指としているところでございます。

しかしながら、物品の保管場所の確保等が難しい施設もありまして、簡単にはまいらないところでございますけども、可能なところから分散管理に移行していくよう努めてまいりたいと考えております。

また、期限の管理でございますけども、パソコンのほうで管理を行っておりますし、順次入替えを行っております。期限の近づいた物品につきましては、訓練などで配布をしましたり、使途がない物品につきましては売却を行ったりしてございます。また、水につきましては、期限が過ぎておりますとしても、生活水、これは手洗いですとかトイレですね、こういったところで利用できますことから、期限が過ぎていることをマーキングした上での保管に努めておるところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 現在、備蓄品は防災備蓄倉庫に集中管理していると。交通網の寸断等で確かに運べないことがあるので分散を目指しているということなんですが、分散管理、この保管場所の確保は大変難しいというのは理解できます。しかしながら、いつ来てもおかしくない災害に対し、命をつなぐ飲料水、そして備蓄品等の分散というのは必ず行わなければならないと思います。場所の確保に向けて全力で尽くしていただきたいと思います。

そして、この津波警報発表時の避難についてなんですが、原則は徒歩による避難とされております。しかし、高齢者や要介護者との避難には、車での避難以外にないと思われます。車での避難は、道路の渋滞や事故等で逃げ遅れ、津波に巻き込まれる可能性が懸念されます。しかし、長期の歩行が困難である高齢者の方を連れて徒歩での高台への避難は現実的ではないよう

に思われます。

津波てんでんこ、これは東日本大震災で津波からの避難時に命を守るために、津波が来たら各自てんでんばらばらに高台へ逃げろという三陸地方の言い伝えでございます。この言葉は、自分だけが助かればよいという意味ではなく、4つの意味を持っていると言われております。1つ目は、自分の命は自分で守る。2つ目は、他者避難の促進。率先避難することによって他の者の避難行動を促す。3つ目は、津波襲来時にはお互いにばらばらに避難をするという行動を家族等と約束をするという信頼関係の共有。4つ目は、生存者の自責の念の低減。助けられなかつた、助けに行けなかつたという後悔や自責の念からの解放、そして被災後を生きる心理的な支えの意味があると言われております。

勝浦市の防災サイトでは、南海トラフ巨大地震では勝浦市の想定は最大震度5弱、最大津波の高さは6メートル、津波到達までの時間は約40分とされております。千島海溝周辺の海溝型の地震では、最大の津波は4メートル、津波到達までは約57分と予想されております。高齢者や要介護者、乳幼児や子ども連れの方の車での避難は、行政が市民とともに考えていかなければならないのではないかと思います。

宮城県山元町や亘理町では、徒歩と車での避難訓練を始めています。勝浦市も先進地から学び、車を使った避難を検討するべきではないかと考えます。これは市長にお伺いをします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。避難におきましては、自動車を使用しない避難、これが大原則であります。中央防災会議においても、津波から避難するため、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこととされております。このような中で、高齢や身体的に自動車を使用せずに避難ができる方ばかりではないと、このことも認識しております。自動車を使用しない避難を大原則としつつ、やむを得ず車を使用した場合に、指定一般避難所に移動するまでの一時的に避難できる場所、車中泊ができる避難場所が必要となると考えますので、キャンプ場との協定締結に向けて協議を進めているところであります。

以前、山元町の車による水平避難について視察に行った折、勝浦市の地形からすると、海辺と山間の協力体制が重要であるのではないかと気づかされました。それが現在の取組につながっているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市長、答弁ありがとうございました。車での避難は原則行わないではありませんが、車でなければ避難できない方もいらっしゃるということは市長もよくお分かりだと思います。ですので、この後また、ちょっとこのキャンプ場の件は出るんですが、そういうところへの避難、キャンプ場等の協定等についても、また進めていただきたいと思います。そして海山連携についても、海側から山側へ逃げる、一刻も早く逃げなきゃいけないということをさらに強化していただきたいと思っておりますので、そのところは市長のほうで、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

続きまして、防災時の防災行政無線の内容等についてをお伺いいたします。市長からも御答弁いただきましたけれども、ロシア・カムチャツカ半島付近での津波警報の防災無線の放送について、夏休み中とのこともあります、多くの海水浴客や来訪者の方が市内の沿岸部にいらっしゃいました。避難を呼びかける放送と津波フラッグ等で多くの方が津波警報を知り、避難行動の

きっかけになったことは間違いございません。避難は津波到達予想時刻の11時頃がピークであったというのは先ほどの数で分かりました。避難を呼びかける放送は、午後も続き、100回以上は流れたのではないかと思います。しかし、避難所の開設の放送は、午前10時30分に13か所の避難所が開設されたのにもかかわらず、午後1時に1回放送されたのみでございました。避難を迷っていた、避難場所を迷っていた市民にとって、避難の呼びかけの放送は何より重要であるとは思います。しかし、避難所開設がされたというお知らせもまた重要であったのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。避難所の開設は10時30分であったのに、それを知らせる放送が13時であったこと、なぜ1回であったのかをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。これにつきましては、私どもも反省材料の一つと捉えてございます。避難場所の開設状況につきまして細かな周知が必要であったと考えております。あってはなりませんけども、次につながるよう改善してまいりたい、このように考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ次につなげる。今回は本当に被害がなかった、勝浦市、被害がなかったことは本当に幸運であったと思います。これを幸運、ラッキーと思わず、次回に向けての、これは反省材料として生かしていただきたいと思っております。

この命を守るための避難を呼びかける放送ですから、繰り返し流すこと、100回以上流れていますが、これは必要であったと思います。しかし、防災無線により市民が必要としていた情報は避難を呼びかけるものだけではなかった、これも御承知おきいただいた上で行っていただきたいなと思っております。

災害時、防災行政無線は市民や来訪者にとって命を守るための重要な情報入手手段の一つであります。私がこの防災行政無線、聞こえづらいという問題に対し、令和5年12月議会で質問をさせていただき、令和6年度には、防災行政無線デジタル化改修事業として予算が、1億1,168万6,000円が予算化されました。防災行政無線も、防災行政無線デジタル化改修事業のうち、市内96か所の防災子局で現在廃止されている沢倉区の2か所を含めた9か所の設置予算が令和7年度に繰越明許されております。この事業の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。令和6年度事業でありました防災行政無線のデジタル化改修事業、こちらでございますけども、機器類の製造に当たっての部品の調達が困難という理由から、7年度へ繰越明許となっている事業でございます。手続等につきまして肅々と進めているところであります。この秋頃から順次工事にかかるいく予定となっておりまして、年度内の完成を見込んでおるところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ただいま課長から、機器の製造に当たり部品の調達が困難であった、この秋頃から順次着工というお答えがございました。そして、この令和7年度中ということは、3月31日までに、現在、難聴地区で廃止されている9か所、こちらの防災無線子局が創設されると思ってよろしいんですよね。ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、3番目の木造住宅耐震化促進事業、ブロック塀等改修促進事業について再質問をさせていただきます。

先ほどの市長答弁で、木造住宅耐震化促進事業及びブロック塀等改修促進事業について一定の成果があったとの答弁でございました。

そこでお伺いいたします。令和7年8月現在で、市内における木造住宅耐震化が必要とされている建物と、危険ブロック塀はそれぞれ幾つ残っているのか、その数をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。まず、耐震化が必要な木造住宅でございますが、約2,250戸と認識しております。これは昭和56年5月31日以前に建築された、いわゆる旧耐震の住宅の戸数であり、住宅・土地統計調査等を基に推計した数値となり、そこから算出したものとなります。

また、危険ブロックでございますが、100件と認識しております。これは平成30年度に当時の千葉県夷隅土木事務所建築宅地課と現地調査を実施し、危険と判定されたブロック塀から、これまでの本市の補助事業を実施したもの除去した件数でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 耐震化の必要のある木造住宅は市内に2,250戸、危険ブロック塀については100件、こちらのほう、市のほうは補助金出しておりますが、なかなか進まないというような状況であるのではないかと思います。

令和6年6月議会で、この木造住宅耐震化補助金について質問した折、市長は、住宅の耐震化は被害を未然に防ぎ、被災した場合においても被害を最小限に抑えられ、いち早く復旧できることはもとより、何よりも命を守ることにおいて非常に重要である、市民の命を守るためにも、補助金制度の利用促進を図り、住宅の耐震化を推進すると答弁されました。市長の市民の命を守りたいという思いが市の令和7年度の予算に反映され、木造住宅耐震化に対し、令和7年度では、それぞれ限度額ではありますが、1件につき耐震について15万、耐震改修について100万、住宅の除却については20万、これが、それぞれ5件分ではありますが、計上されております。そして、危険ブロック塀については、30万円が10件分計上されております。

先ほどの市長答弁では、木造住宅耐震化促進事業の成果については言及されませんでした。そこで、耐震診断、耐震改修、除却の令和5年度と令和6年度の実績と危険ブロック塀等改修事業の過去3年の実績数についてお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。耐震診断は令和5年度に1件、令和6年度に1件の申請がございました。耐震改修につきましては、実績がございませんでした。除却につきましては、令和5年度に2件の申請がございました。また、危険ブロック塀でありますが、令和4年度に2件、令和5年度に2件、令和6年度に4件の申請がございました。

参考までに申し上げますと、本年度8月末まででございますが、耐震診断が1件、危険ブロックが2件の申請がございました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。耐震診断は令和5年度、6年度に1件ずつ、除却については令和5年度に2件、そして耐震化、こちらについては、耐震改修については実績なし

というお答えでございましたが、これは市長が推進するとおっしゃっていたのに、これは推進できておりませんね。ということは、これはもう推進していただかなければならないと思っております。

そして、危険ブロック塀等の改修について、以前の質問でもお聞きしましたけれど、建物の持ち主の方が市内に住んでいない場合もあり、周知方法として、市内の方には直接訪問したり、あとは、その内容を記したポスティング、市外にお住まいの方にはお知らせを郵送するなどがされていると記憶しております。その効果もあり、危険ブロック塀の改修は3年間で8件の実績ですが、令和7年度も2件の申請があると承知していてよろしいんですね。ですが、それでもまだ市内には100件ある。危険ブロック塀の解消、そして木造の住宅の耐震化については、さらに市長が先頭に立って推進していただきたいと思っております。

そして、この過去3年で、両方ですが、若干ではありますが、毎年耐震化率が向上しておるようございますが、木造耐震化補助金が使われていない、この要因は一体何であると市のほうはお考えなのか、お聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答え申し上げます。どうしてということなんですが、まず、広報等で周知はしておりますんですが、やはりなかなか市民の方の目に届かないというところが考えられます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） この周知が届いていない。ホームページあるいは広報かつうらで周知しているということですが、届いていない。せっかく手厚い補助金が創設されているのに、これが全く届いていないのであれば、予算が消化されない非常に無駄なことであると思っております。これについては本当に進めていただきたいと思っております。

また、今後の耐震化、この耐震化についての市の考えを今、ホームページ等でやっているいただくということなんでございますが、以前の耐震化の質問の中で、高知県黒潮町の木造住宅耐震化の取組について提案をさせていただきました。耐震化の進まなかった理由は、勝浦市の理由と同じく、費用の心配、耐震化しても津波が来たらどうせ家は壊れる、後継ぎがいない、既に空き家となっている等々がございました。しかし、市の職員による戸別訪問で耐震化の必要性や補助金制度が周知され、耐震化が進んでおります。

今回の7月30日のロシア・カムチャツカ半島付近の地震のような遠地津波でなく、津波到達までの予想時間が短いことが懸念される南海トラフ地震、千島海溝、海溝型の地震、千葉県東方沖地震の場合は、強い揺れが予想されております。まずは建物等の倒壊から身を守り、次の避難行動につなげなければなりません。

被災後、災害後の生活についても、自宅が無事であれば自宅での避難が可能となり、災害関連死防止の一助となるのではないかと考えます。また、災害からの早い復興も期待できます。それでも木造住宅の耐震化が進まないのは、費用や自宅改修の煩わしさ、後継者の不在、既に空き家である等々、様々であると先ほども述べました。

しかし、費用については、勝浦市は補助金の拡充を行っております。補助金の説明不足や周知不足が、やはり進まない原因の一つではないかと思います。市には、市民の命を守るために木造住宅耐震化の補助事業を周知、そして推進するための責任があると思います。

以前の質問時、担当課長からは、木造住宅の耐震化の必要性、補助金等の周知については、戸別訪問をするという答弁がありました。この戸別訪問されたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。補助金の対象となる旧耐震住宅のリストアップまでは行いましたが、戸別の訪問まではしてございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 対象となる住宅のリストアップが既にされている。であるのならば、戸別の周知はぜひ行っていただくべきであると思います。

能登半島地震においても、約40%の方の死因は、倒壊した建物や家具の下敷きになったことによる圧死がありました。阪神・淡路大震災においても、多くの方が建物の下敷きとなり、命を落としました。

市は木造住宅の耐震化の必要について重要と考えるからこそ、補助メニューも充実させ、対象となる住宅のリストアップまで行っているものと考えます。地震による建物の倒壊から命を守るためにには、耐震化しか方法はないと考えております。耐震化が必要であること、これを戸別に丁寧に根気よく説明し理解していただくことが必要であるのではないかと思っております。

この先ほど言いました黒潮町では、職員の方が最低1軒について3回の説明を行っているということを前回の質問時にもお伝えしております。ぜひこれをやっていただきたいと思っております。

先ほど戸別訪問しなかった理由について、成果があまりなかったようなということでございましたが、それでは、市民の命を守るための耐震化促進について成果の期待できる周知方法について、どのような代案をお持ちなのか、お考えをお聞かせください。これは加藤副市長にお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。先ほど課長からも答弁しましたとおり、勝浦市の旧耐震の住宅については2,550件と推計しております、その数、非常に膨大であります。これにつきましては戸別訪問する考えはございません。

またブロック塀についても、令和4年、100件ほど戸別訪問しておりますけれども、それを契機として補助金の活用がされた成果というのはほとんど確認されていないことから、戸別訪問については、もちろん一定の効果はあるのかもしれませんけれども、そこまでのコストパフォーマンス、それからタイムパフォーマンスというのを期待してはいないということです。

ただ、議員がおっしゃられるとおり、耐震については、これから進めていかなければならぬ。そして、課長が申し上げたとおり、広報が行き届いてないということでしたけれども、ホームページ、それから広報、市役所のロビーでの掲示、それから小学校、学校教育機関において、建築士会等と連携をして耐震の教室をして、子どもたちからお父さんお母さん、そしておじいちゃんおばあちゃんに耐震の重要性を説いていただきたいというような取組もしております。

耐震については、耐震が進まない理由は、後継ぎがないとか、お金がかかってしまうとか、非常に個別的な要因が多いんですけども、これを一つ範囲を広げて、地域全体で考えていかなければならない。

昨年の元日、輪島のほうで起きてしまった地震、輪島というか、石川県のほうで起きた能登半島地震では、輪島で火災が発生しました。輪島の朝市は約200件ほど消失しておりまして、1軒の火災がその地域を消滅させてしまう危険性があるということも、市役所としてプッシュ型でお伝えをしながら地域全体で考えていただく必要があると。1軒の倒壊、1軒の火災が延焼につながり、そして早期の復旧・復興を妨げる可能性がある、そして地域が消滅してしまう可能性があるということを地域全体で考えていただけるように、例えば市政懇談会ですとか、あるいは我々が足を向けて出向いて各地区の区長さんを中心に説明をして回る等々、ただ家を守る、財産を守るだけではなくて、地域を守るための耐震化であるということを市としては説明していかなければならないのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。子どもの教育、学校から子どもにこういうことをやったほうがいいんだよというのを聞けば、お父さんお母さん、ましてやおじいちゃんおばあちゃんであれば聞いてくれるかもしれない。そして行政としては市政懇談会、そしてその区長さんたちにこういう話をして、耐震化が必要である。

そして、今、加藤副市長がおっしゃった火災報知機の件、こちらも以前、私、質問しております。この火災報知機、そのとき、たしか、やっぱり加藤副市長だったと思いますけど、御答弁いただいたときには、地区でやらなければ意味がない。確かに能登半島のときのように、たった1軒の火災が近所全てを焼き尽くしてしまった、そして1軒の倒壊が道路を塞ぎ、市民の避難を結局、スムーズな避難をできないことになってしまったと。そういうことまで踏まえて、ぜひこれ行政のほうで本腰を入れてやっていただきたいと、市民の命は決して守れないと思っております。こちらについては、ぜひとも市長はじめ執行部の皆様、そして区長の方々ともお話しをしていただいて進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、最後の質問になります。企業との災害時の協定の見直しについてお伺いをいたします。

現在、締結されている協定の種類。先ほど数は66とお伺いいたしましたので、その協定の種類についてお伺いをいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。現在、締結している協定が66ございまして、種類等、数につきましては、物資等供給協定、こちらが16件、避難施設に関する協定が17件、自治体等相互応援協定が6件、災害応急対策・作業に関する協定で10件、医療救護に関する協定が2件、これらのはかに、消防ですとか停電対応、給水に関する協定などで15件の協定を締結しておりますところでございます。

また、現在、新たな協定締結に向けまして2者と協議を詰めていると、このような段階でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。66の協定、物資であったり、避難所であったりとして、災害の協定が結ばれているということでございます。

今、課長のほうから、2者と協議中であると。これはきっと、先ほどおっしゃったキャンプ

場の話ではないかと思うんですが、これについて新たに、もしこれがキャンプ場であるというのであれば、車での避難行動、そしてペット連れの方の避難に大変有効であるのではないかと考えております。この2者との協定について詳しく内容をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。現時点で協議中の段階ではございますけども、キャンプ場の方と協定締結に向けた協議を進めているところでございます。

また、先ほど市長のほうから答弁ございましたけども、避難におきましては自動車を使用しない避難、こちらが大原則でございまして、中央防災会議におきましても、津波からの避難をするために、やむを得ない場合を除き避難のために車を使用しないこと、このようにされてございます。このような中で高齢の方、また身体的に自動車を使用せずに避難ができる方ばかりではないというところも認識しております。

自動車を使用しない避難、こちらを大前提としつつ、やむを得ず車を使用した場合に、車中泊が可能であったり、ペット連れが可能であったり、こういった場所も必要となりますことから、キャンプ場との協定締結に向けて現在協議を進めていると、このような段階でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。キャンプ場との協定、ぜひこれは進めていただいて、避難をためらうことがある方に避難を促していただきたいと思っております。

今回の津波警報なんですが、うちの近所でも避難をされなかった方に後から話を聞いてみましたら、様々理由があるのですが、その中の一つに、やはり高齢者がいたということと、そしてペットを残して避難ができない。ペットは飼っている方にとっては家族でございますから、残してはいけないと。

今回もキュステのほうに行きましたら、確かに犬を連れて避難している方いらっしゃいました。でも建物の中に入ることはなく、入り口付近で待機されておりました。

高齢者等の避難、そしてペット連れの避難については、ぜひこれは整備していかなければ、避難をちゅうちょする、避難をしないということではいけないと思います。

先ほども言いましたが、ペットを飼っている方にとってペットは家族です。反面、犬や猫が嫌い、またはアレルギーがある方もいます。現行の避難所の施設の中にペットを連れて避難できるエリアをつくることは、できれば幸いかと思いますが、これはかなり難しい問題ではないかと考えます。しかし、ペットを連れて避難ができる施設あるいは場所があるとなれば、災害時に積極的な避難行動が取れるのではないかと考えます。

先ほど新たにキャンプ場施設の協定がこれに対応できる可能性についてお伺いしましたが、キャンプ場について、ペットを連れててもいけるのかという、このようなことについて可能性があるのかどうかをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。犬や猫をはじめとしたペット、こちら議員おっしゃるとおり、まさに家族でございます。このような中で避難するなら一緒に連れていく、このような形になるものと想定ができるところでございます。言い換えればペットがいるから避難しないですか避難できない、こういう方もいらっしゃるのかなと、このように感じると

ころでございます。

また避難所のほうですけども、様々な体質の方、こういった方が来られるかと思う中で、同じ空間になることができない方や抵抗がある方も少なくないと、このように思います。

このようなことから、キャンプ場との協定に向けた協議におきまして、ペットにつきましては施設のルールに沿った形での同行、こちらについて盛りめるように今考えており、この辺の協議で進めていきたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。全てのペットを連れて避難ができるわけではないと思います。中には、どうしても連れていけないようなペットもあるかと思います。しかし、協定締結の協議の中で、今、課長おっしゃったように、ペットも受入れができるということは実現していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続いて、災害協定についてお伺いいたします。物資等の供給や避難所施設に関するもの等が協定の中には含まれております。災害協定先の中には、締結時期がかなり以前のもの、経営母体に変更があったもの等があります。これらについて見直し等の措置はされているのか、そして進んでいるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。施設の名称ですとか経営母体に変更が生じた施設、こちらにつきましては隨時見直しを行うよう努めておるところでございますけども、協定締結から相当の時間が経過している協定も正直ございます。このようなところにつきまして確認、チェック、こちらを行っていくことが必要と考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 時間がたっておったり、経営母体が変わったということもございますので、見直しを進めていただきたいと思います。

そして今回の津波警報を受けて、この避難について様々な問題点が散見されたのではないかと思います。幸いにも勝浦に到達した津波は30センチ、被害はありませんでした。しかし、次の災害で大きな被害が出ない保証はありません。被害がなく、避難訓練ができたのだから、今回の件を検証し、次に起こる災害に対しての課題とする必要があると考えます。

そこで反省点等の、今回の避難行動についてですが、反省点の洗い出し等は行われたのかどうかをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。反省点ですとか課題につきまして、こちら関係しました職員ですとか各関係者、こちらから意見を聴取いたしまして、今後の改善につなげられるようにしたいと考えております。

東北地方太平洋沖地震、あれ以来の津波警報の発表でありまして、初動から情報の共有、発信など、様々な面で課題が挙げられたところでございました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 様々な課題、反省点は反省点として次に生かしていただいて、迅速で、スムーズで、そして被害が出ないような避難計画を立てていただきたいと思っております。

市民の安心安全のための確保のため尽力していただくことを要望して、私の一般質問を終わ

ります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、久我惠子議員の一般質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩瀬琢弥議員の登壇を許します。岩瀬琢弥議員。

[3番 岩瀬琢弥君登壇]

○3番（岩瀬琢弥君） 新政同志会の岩瀬琢弥です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、事業継続計画について質問いたします。

事業継続計画とは、内閣府防災情報のページにある市町村のための業務継続計画作成ガイドによりますと、業務継続計画とは、災害時行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約ある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であると説明されています。また、策定の効果として、業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられるようになる。災害発生時には業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅などの安全衛生面の考慮の向上も期待できると記述されています。

勝浦市では、業務継続計画の策定状況について、独立した計画書を定めているということで、概要について説明をいただければと思います。

以上、登壇しての質問になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

[市長 照川由美子君登壇]

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問についてお答えします。

業務継続計画についてありますが、災害時に市役所自体も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、事業の中止を最小限に抑え、適切な業務執行を行うことを目的に、令和3年3月に勝浦市業務継続計画を策定したところであります。

その内容は、1、業務継続計画とはから始まり、2策定の効果、3、地域防災計画の関係、4、計画の発動、解除、5、想定される大規模災害、6、特に重要な6要素、7、継続的改善を示したものとなっております。

特に業務継続計画に重要な6要素として、1、首長不在時の明確な代行順位と職員の参集体制、2、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気・水・食料等の確保、4、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5、重要な行政データのバックアップ、6、非常用優先業務の整理が示されております。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございました。幾つか質問させていただきます。

まず、業務継続計画で特に重要な6つの要素について気になるところを幾つか質問させていただきます。

まず、首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制についてですが、自治体にとって重要な意思決定に支障を生じさせないことにつながりますし、業務の遂行に必要な人数を集められるかどうかということになりますので、勝浦市ではどのように定められているのでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。首長不在時の明確な代行順位、これと職員の参集体制というところでございますけども、まず代行順位のほうは、勝浦市地域防災計画によりまして、首長不在時にあっては、第1順位として副市長、第2順位として教育長、第3順位として消防防災課長となっております。

また、職員の参集につきまして、情報収集体制として、まず1点目として、市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき、2点目が、南海トラフ地震臨時情報の調査中、または同じく巨大地震注意、こちらが発表されたとき、この場合が消防防災課と都市建設課、農林水産課職員が参集となります。

市内に大雨警報ですとか洪水警報、暴風警報や暴風雪警報、これらの警報発表されたときにつきましては消防防災課の職員、こちらが参集となってございます。

災害即応体制にありますては、市内で震度5弱、また千葉県九十九里・外房に津波注意報または津波警報、東海地震の注意報、そのほか被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたとき、これらの場合に消防防災課、総務課、都市建設課、このほか関係各課のほか千葉県、こちらは東隅振興事務所になりますけども、こちらが参集することになっております。

これらのほか、災害対策本部の第一配備、また災害対策本部の第二配備、第三配備、これらになった場合の職員の参集体制につきましても、それぞれに定められているところでござります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございました。

次に、重要な行政データのバックアップについてですが、これは業務の遂行に当たって住民情報の喪失により本人確認が取れなくなることへの対策ですが、まず重要な行政データをどのように定義しているのか、そして現状バックアップが取れているのか、または取れる準備ができているのか、教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。まず定義のほうですけども、重要な行政データといいたしまして、住民記録システムですとか課税システム、こちらの基幹系システムデータに

なりますけども、これにつきましては市役所の庁舎及び外部のデータセンターに保管しております、市役所庁舎が被災した場合でもデータの復旧が可能となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。

そして、非常時優先業務の整理についてお伺いいたします。災害時にはその対策を早急に行わなければならない一方で、幾つか通常業務を継続して行わなければならぬはずです。住民情報の管理ですか、各種証明書の発行ですか、出納業務もそうだと思います。その整理をどのように行なっているのか教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。窪田消防防災課長。

○消防防災課長（窪田 正君） お答えいたします。災害によりまして通常業務と災害応急業務が中断や遅延が発生した場合における市民の生命や生活、地域社会への影響について評価をいたしまして、非常時優先業務のほうを選定してございます。

この非常時優先業務の対象範囲としまして、1つ目の災害応急業務につきましては、当時の勝浦市災害対策本部規則の別表により設定しておりますのでございまして、2つ目の通常業務につきましては、平常時に各課が行なっております業務の中から非常時の優先業務の選定基準、これに基づく対象業務を設定したものとなってございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございました。ここまで勝浦市の業務継続計画について教えていただきました。

そして、中小企業向けに事業継続力強化計画というものがあります。これは、中小企業庁が公開している事業継続力強化計画認定制度の概要によりますと、中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目を取り込んだもので、現在及び将来的に行なう災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができますとあります。災害が起きたときに自分たちはどうやって企業を存続させていくのか、事前にリスクを想定して対策を考えておくというものです。

事業継続力強化計画のパンフレットによりますと、事業継続計画、以下BCPと言いますが、BCP事前対策を未実施だった場合、復旧にかかる日数は41日なのに対して、BCP事前対策を実施していた場合は13日と短くなっています。企業にとっては、営業停止期間が長くなればなるほど取引先を失ってしまうことになります。早期復旧するために防災・減災に投資してもらうことも重要なことですので、こうした制度を周知していくことも防災対策の一環になりますが、お考えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在、勝浦市と勝浦市商工会では、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、小規模事業者の事業継続力強化を実施する事業を支援することを実施しております。こうした取組の中で、これまで制度の周知は実施しておりますが、防災対策として、今後もしっかりと継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございました。防災・減災に投資することで自社の付加価値を

高めたという事例もあるそうです。2024年版中小企業白書の中にあります帝国データバンクが行った事業継続計画に対する企業の意識調査、これは2023年のものになりますけども、それによりますと、BCPを策定したことによる効果として、従業員のリスクに対する意識が向上したという回答が51.6%、業務の改善・効率化につながったという回答が25.5%、取引先からの信頼が高まったというのが23%あります。このように一見、本業とは直接関係なさそうな分野に力を注ぐことで、災害に備えると同時に、経済的に競争力を高めることができるという可能性があります。各中小企業に防災に力を入れてもらうことで、災害時に助けが必要な人の数を減らし、誰かを助けに行ける人の数を増やす、同時に自社の付加価値を高め、経済的に成長していくことができれば、BCPを策定していくことに価値を感じることができます。

ただ、同じアンケートの2025年版において、BCPを策定していない理由という項目があります。まず策定に必要なスキル・ノウハウがないというのが一番多く、中小企業で42.8%、次に多かったのが、策定する人材を確保できないというのが33.1%でした。また、策定する必要を感じないという回答が大企業で12.6%なのに対し、中小企業で19.2%と高くなっています。この部分を市でサポートすることはできないでしょうか。

つまり、BCPの意義を理解してもらいつつ、策定に当たっては手引を配布するなど、何かしら障害を低くする工夫があるといいと思うのですが、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま申し上げました勝浦市と勝浦市商工会で共同で策定しております事業継続力強化支援事業の一環といたしまして、小規模事業者のBCP策定については、勝浦市商工会の指導員が主となり、知識の習得から作成までのサポートを実施してございます。

市内事業者のサポート実績で申し上げれば、令和5年度には30件、令和6年度には9件でございました。

市としましても、こうした商工会の取組と連携を図りながら、同時に市内には900近くの小規模事業者がございますことから、引き続き後押しをしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。

これをもって、岩瀬琢弥議員の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

[11番 佐藤啓史君登壇]

○11番（佐藤啓史君） 令和7年9月議会一般質問、3番手で登壇いたしました、会派新政同志会の佐藤でございます。今回大きく3点、1つには特定地域づくり事業協同組合制度について、2つにはごみ袋について、3つ目にはアカウミガメの産卵の保護と海岸保全について質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

1点目の特定地域づくり事業協同組合制度についてお聞きいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度は、令和元年12月4日公布、翌令和2年6月4日に施行さ

れた地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を基に、国が推進している事業であります。総務省のホームページによると、特定地域づくり事業協同組合制度とは、1、人口急減地域において、2、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、3、特定地域づくり事業を行う場合について、4、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときには、5、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく届出で実施することを可能とともに、6、組合運営費について財政支援を受けることができるようになります。また、本制度を活用することで安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができますとあります。

御承知のように、勝浦市は過疎指定を受け、年々人口が減少しております。こういった人口急減の自治体での大きな課題は、働く場所、雇用の場の確保であります。年間を通じた仕事がないから、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できない。就職先がないために地元を離れるを得ない若者。昨今のメディア露出機会の増加により現役世代の移住相談が増え、また空き家バンクの登録物件が増えても、就業先がないから移住につながらない、こういった声を耳にいたします。

人材不足が深刻化して地場産業が衰退する、高齢者施設や保育園など公共性の高い福祉サービスの担い手が不足して市民サービスの低下を招く等々、これら悪循環により過疎化に拍車がかかります。これらを踏まえて、過疎対策の根本対策は安定した雇用の場の確保であると考えます。

一例として、農林水産業者、観光事業者、福祉事業者、建設事業者などで組合をつくり、観光の繁忙期にはホテルや飲食店で働き、稲刈りや田植、カツオの水揚げ、エビ網漁など、農林水産業の繁忙期には農林水産物の収穫で働き、隙間の時間帯に福祉施設や建設作業員として働く。このように組合の中で年間を通じて仕事の調整を図り、通年雇用を生み出すことにより、地元若者の勝浦離れを食い止めるとともに、現役世代の移住促進が図られます。これこそが特定地域づくり事業協同組合制度であり、この組合制度の設立と運営には、国からの補助金が出るということも、この事業の優位性が高いものと思われます。

そこで1点目には、特定地域づくり事業協同組合制度について、まずは市の見解をお聞きいたします。

2点目には、勝浦市での特定地域づくり事業協同組合の導入を提案するものであります、市の見解をお聞きいたします。

次に、大きな2点目で、ごみ袋についてお聞きいたします。

ごみ袋については、ごみ袋の有料化以降、ごみ袋が高い、ごみ袋を値下げしてほしい等々、市議会において一部議員の中で質問されてきた経緯があります。また、本年3月議会には、ごみ袋の値下げを求める陳情が提出されました。ごみ袋代については、これまで度々議会で議論されており、割愛します。また、本議会初日に市長からの行政報告でも触れられた市原市との間で進められている一般廃棄物の焼却処理の広域連携後ではなく、あくまでも市単独で処理していく間についての質問をいたします。

1点目に、ごみ袋を有料化するに至った経緯をお聞きいたします。

次に、大きな3点目であります、アカウミガメの産卵の保護と海岸保全についてお聞きいたします。

今年6月に入り、部原海岸の複数か所においてアカウミガメの産卵が確認されています。部原海岸では、これまで部原大好きサーファーの皆さんや地元ローカルの皆さんにより産卵するアカウミガメのお母さんガメとふ化した赤ちゃんガメを守る活動をされてきました。

一例としては、産卵が確認された場合には、関係機関へ連絡するとともに、産卵後ふ化するまでの50日から70日間の間、夜間の花火などの監視、産卵場所の周囲のごみの片づけ、子ガメが海への歩行障害となるようなくぼみを平らにしたり、流木や漁網などの取り除くなどの活動をされており、そのことに対して敬意を表するものであります。

アカウミガメが産卵する海岸が市内にある、そしてそれを保護し保全する市民がいる。一昨年には興津海岸が国際認証のブルーフラッグを取得しました。自然と共に創している海が勝浦にはあるということをもっと周知し、後世につないでいく義務が、今を生きる私たちにはあると考えます。

そこで、アカウミガメ産卵の保護と海岸保全について、市の対応をお聞きいたします。

以上で、登壇しての質問を終わりります。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

[市長 照川由美子君登壇]

○市長（照川由美子君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

初めに、特定地域づくり事業協同組合制度についてお答えします。

まず、市の見解についてでありますが、特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行い、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域活性化に資することを目的に令和2年に創設された制度であると認識しています。

具体的には、人口急減の地域にある様々な職種の中小企業などが組合員となって、特定地域づくり事業協同組合を設立し、都道府県知事が認定した上で、その協同組合が地域内外の若者等を正規職員として雇用し、マルチワーカーと呼ばれる季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する働き方により、働き手が不足している事業者に職員を派遣する制度となっています。

この制度を活用した場合の財政支援として、上限は設定されていますが、自治体は派遣職員の人工費及び事務局運営経費の2分の1を補助するものとなっており、その自治体補助金に対して、国の交付金が2分の1、特別交付税措置が4分の1あるため、自治体の実質負担は対象経費の8分の1になるものであります。

次に、本市での制度導入についてでありますが、特定地域づくり事業協同組合制度は、令和6年10月現在、全国で110市町村で活用されている実績があります。

本市は、この制度の対象地域に該当しており、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保することが喫緊の課題であること、特定地域づくり事業協同組合が市外から移住してくる若者等の雇用の受皿になることも想定されることなどから、制度について、今後、研究してま

いります。

次に、ごみ袋の有料化に至った経緯についてお答えします。

本市においては、平成12年度から分別収集の実施に合わせ指定ごみ袋を導入し、ごみの再資源化の促進と焼却ごみの減量化という成果を得ましたが、その後の成果に変化は見られず、ごみの種類も多様化している状況がありました。

こういった状況を踏まえ、可燃ごみの有料化により、さらなる再資源化の促進と焼却ごみの減量化が期待されること、また、夷隅郡内においても本市を除く全ての市町が可燃ごみの有料化を導入済みという状況から越境ごみを防止する対策が必要であったことから、可燃ごみの有料化について、平成18年度から府内において検討を始め、住民説明会などを経て、平成20年4月1日から実施しました。

また、ごみの排出量に応じて相応の負担をする受益者負担の原則の下に、公平性を確保するため、証紙による徴収方法としたものであります。

次に、アカウミガメ産卵保護と海岸保全についてお答えします。

市の対応についてありますが、アカウミガメは、環境省が作成した第4次レッドリストに絶滅危惧IB類、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種として指定されている生物であると認識しております。

ウミガメの産卵に関する情報提供があった場合は、職員がその情報を基に産卵場所を確認し、その周辺にロープなどで保護するための囲いと、産卵場所であることを知らせる看板を設置しております。

市としましては、産卵した砂浜の状態を保ち、自然の力で命が生まれるよう通報者や地域住民と情報を共有し、状況に応じて関係機関に連絡を取り、見守ることとしております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 市長から御答弁いただきましたので、それに対して再質問をいたします。質問時間、あと45分あるんですが、お昼までの時間があと15分ですので、順番をちょっと変えましょう。お昼またぎになっちゃいますから、ごみ袋、先、質問しますね。

市長からごみ袋有料化についての御答弁をいただきました。当時、平成18年から府内で始まり、各地域説明会もあり、20年4月1日からということでした。私の住む中谷区も、当時の所長と両2名の係長、1名の係長はもう退職され、所長も退職されています。1人の係長は今現在、課長で、先ほど御答弁されましたけれども、覚えています。

先ほど市長がお答えしたとおり、越境ごみの対策もありましたし、ほかの近隣の市町も有料化している、そして可燃ごみの減量化。僕、あのとき聞いていたのは、やっぱり炉が傷むとか、そういうことも話もあったかと思います。加えて、やはり公平の負担、負担の公平性というんですかね、やっぱりごみを多く出す人はその分を多く払っていただくと、そういうつもありましたし、そういう事情もあって説明会、来られたことを覚えています。その後、有料化になりました。

私よく、そのときに、いまだに覚えているんですけど、当時の係長が、私も今たばこを吸っていますけど、たばこを吸っていた係長で、ポケットからたばこを出して。たばこって、フィルムが周り、箱の周りがあるんですね。フィルムを剥がして紙と分けて、これは分ける。この

まま入れたらごみになっちゃうかもしれません、分けることによって、このフィルムはプラスチックごみになりますので、これは焼却ごみになりません。このたばこの箱の紙をちゃんと切り開いて古紙と一緒にしていただければ、これは資源ごみになります。たばこの箱一つ取つても、しっかりと分別することによって焼却ごみがなくなりますという説明をされたんですね。なるほどなというのを思いました。それをいまだに僕、鮮明に覚えてますね。その係長とは、その後一緒に、当時は市役所でもたばこ吸えましたから、一緒に吸っていた記憶もありますけれども、そういうことを覚えています。

それで、現在有料化になって、これまでいろいろ、このごみ袋についての質問がありました。前回の6月議会で私はこの件について質問すると、3か月前に通告して、今回させていただいたわけあります。

ごみ袋高いか安いか、夷隅郡内2市2町の中で見たら、若干高いだろう。ただ、鴨川とか館山と比較したら一緒でしょうという話になります。それはシステムが違うから。

その件については、もうこれまでいろいろ議論しているから、あえて聞きませんけれども、まずは再質問で聞いていきたいことの一つとしては、この現在ごみの収集運搬に係る経費ですね。今年度予算と、じゃあ平成20年当時の収集運搬の予算が、どのように違いがあるのか。違いがあるかというか、それについて、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。一般廃棄物収集運搬業務委託、こちらは可燃物、あと不燃物、不燃物は空き缶・ガラス類、金物類、蛍光灯の類ですね。それと資源物、ペットボトル、古紙類、プラスチック製容器包装、あと衣類、こういったものを収集している業務委託になります。

平成20年、有料化した年の決算の金額でございますが、5,555万5,296円でございました。令和7年度は予算額で1億1,006万5,000円となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 有料化始まった年が5,600万にしましょう。今1億1,100万円。ほぼ倍になっています。私から言わせてもらうと、倍になっているんだから、ごみ袋倍にしなきゃいけないでしょって理論になっちゃうわけですよ。それを今、市は抑えているということを僕はあえて言いたいけど、評価したいと思います。下げるって言うべきじゃなくて、これだけ物価高騰で燃料費高騰していて、収集運搬の経費が倍になっているんですよ。

企業で言ったら、じゃあ、ちょっと言い方、違うかもしれない。ラーメン屋さんで例、出しますけど、仕入価格が倍になっているのに、今まで800円ですと、ラーメンが、極端な話、1,600円にしなきゃいけない状況になっているのに、それを800円でやっていて、800円のラーメンを売るごとに800円の赤字を計上しているようなものだと思うんですよ。そういったことを市民に、まず教えましょうよという話ですね。

僕は、ごみ袋は決して高いと思っていないんです。うちは4人家族です。一昨年、母親亡く、4人家族ですけども、40リッターのごみ袋、月に1枚しか使いませんよ。それは徹底的に分別するからですよね。生ごみはコンポストに入っています。紙類は全部分別して古紙と一緒にします。そうすると、40リッターごみ袋、4人家族で1枚で済むんですよ。そうすると、1年に12枚しか使わないって計算なんですね。たまには、大掃除して、ごみ出るから、そうすると、

そのとき2枚、3枚使ったりもしますけれども。

だから、私が言いたいのは、先ほど言ったとおり、経費が倍に膨れ上がっている中で、市がまず抑えているという、今のままでやっているということについて評価したいと思いますし、高い高いって言っている人は本当に分別していますかということをまず言いたいと思います。

今それを聞いたんですけど、次に。あと8分、午前中。ごみの焼却量についてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、これについては、今年、7年、令和6年の実績になると思いますが、そのごみの焼却量、20年前というのはなかなか分からぬかもしないので、私あえて5年前と比べてどうなっているのかということ。というのは、5年前と比べて人口が減ってきてるので、そこら辺のごみの焼却量どうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。5年前と申しますと令和2年度となります。焼却量として、小数点以下は四捨五入させていただきますが、5,201トンでございました。令和6年度は5,304トンとなっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） ごみの焼却量が、あまり差がないということなんですね。でよろしいですね。あまり差、出でないと。人は人口減少している中で、あえて希望的に言えば、観光客は増え、それでごみが増え、維持できてしているという臆測もできるかと思いますけれども、人口が減っている中で焼却ごみの量は変わっていないということなんだと思います。

これについてどういった、私は今ちょっと観光客が増えてとか、コロナ時期と比べてという言い方もできると思うんですけど、どういうふうに担当課としては考えていらっしゃるか、お答えいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。先ほど議員おっしゃられたとおり、観光客、また別荘地というところもございますが、データとして分析したものはちょっとございませんが、現場からの報告では、例えば芝刈りや庭木の剪定枝、こちらは昔、庭先で燃やしてしまっていたような状況があるものが、時代の流れによりまして、クリーンセンターに持ち込まれることが多くなった。

また、空き家、御実家の整理をお子様たちがする中とか、また古民家等を購入された方、こういった方たちが、そこの建物の中にある家財道具などの残置物、こちらの処分のために清掃センターに持ち込まれているということが増えているというふうに感じております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 庭木の枝等の処分とか、空き家の出たごみとか、あるいは移住してきて古民家を買った人たちが整理をしてとかということで今お話をありましたけども、人口減少に伴って、いわゆる生活ごみ、減るごみがある一方、人口減少に伴って増えてくるごみが出てくるということなんだと思いますね。これは今ちょっと焼却量のごみを聞いて分かってきたこと。これは、また今後も、こういった傾向は続くと思いますよ。人は人口減っていく中で、勝浦に移住者を呼び込もうって一生懸命やっていて、空き家が増えてくる中で、多分その傾向は出てくると思います。

一方で、昨年、一昨年、1回朝市で上野小の児童の提案でやりましたね。ああいったことも、

もっとやってもいいと思うし、先ほど言ったとおり、空き家のとか、古民家とか、いろいろある中で、それ持って行っちゃえばごみになっちゃうんだけど、その中で使える3R、リユース、リデュース、リサイクルは、使えるものをやれば、それはごみではなくなるし、そういったことも、これは移住・定住と絡んでくると、企画だとか、また観光とかも絡んでくる話になると思いますが、生活環境課、清掃センターとしても、この辺も、人口減少に伴って増えるごみにしないで、人口減少に伴って、それをまた活用できるものが増えたという考え方を持っていくことが、勝浦市にとっていいのかなというふうに思いますので、お話をだけしておきます。

続いて、午前中、あと3分なので終わらしちゃいます。その焼却ごみの、いわゆる焼却ごみというと、紙類もそうですし、生ごみもそうですし、プラごみも交ざってくるでしょう。さつき言った庭木の枝等もあると思いますが、この焼却ごみの分析というものがされているかどうか、されていればどうなっているのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。ごみ質の分析につきましては、毎年、四半期ごとに行っております。令和6年度の報告書では、ごみの種類の組成につきまして、紙類、衣類が、幅が24%から47%とありますが、いまだに混入している状況であります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 今、課長から答弁あったとおり、本来ごみじゃなくて資源ごみにされるものが焼却に2割から以上、入っちゃっているって話なんですよ。それをちゃんと分類すれば、それ焼却ごみじゃなくて資源ごみになって、資源ごみということは、市が売却して、市の財源になっているものなんですよ。市民の皆さんしつかりそれやることによって、ごみとして燃すんじゃなくて、皆さんの出したごみはごみじゃなくなつて資源なんですよ、市の入ってくるんですよということをやれば、ごみ袋高いなんていうことは出ないと思いますね。

先ほど言いましたけど、ごみ袋、前回、前の市長のときに、ごみ袋を値下げするときに、500万だ600万だ税金投入という話になったんですよ。家庭ごみ、私言ったけど、1袋650円として、1か月1枚65円しか使わない。65円を5円10円安くするために600万の税金投入するのが本当に大切なということを僕はあえて言いたいと思います。

もっと言えば、先ほど言ったとおり、市の努力をもっと認めるべきだと思います。ということでお話をさせてきました。

本当は国が今、間違ったって言ったら失礼ですけど、プラスチックごみなんかも、僕は本当は焼却すべきだと思いますよ。助燃材として使うわけだから。プラスチック分別することが何か正義みたいな話になっているけど、それ今、法律で決まっちゃったっていうから、そういうことはできないんですけど、プラスチックごみの支払い1,400万、市の税金使っているわけですよ。それを燃せば1,400万浮くんだから、それでごみ袋だって安くできるというふうに思ったんだけど、そういうわけにもいかないと。これ課長に教えていただきましたので、そういうわけいけいませんけど。

いずれにしても、私が言いたいことは、これまでの収集運搬の経費、あるいはごみの焼却量の内容、推移、またごみ質の分析等された、明らかになったことは、もっと市民の方が徹底して。嫌だって人はいいですよ。ごみの分別をしつかりして出されることによって、理想は、徳島県の上勝町のゼロ・ウェイストかもしれないけれども、あそこは町に1か所に決められた集

積場に町の人たちが全部持ち込みます。収集には来てくれません。市民の方が全員がそこに持ち込んで36分別できるんだったらそれができるけども、勝浦市では、それは不可能ですよ。だって収集、来てくれるから出すんだって。1か所にみんなが持っていくってできますかという話もあるので、それは上勝町と比べちゃ、勝浦はできない。今できることは、しっかりと分別して、資源になるものは分別することによって市の財政に、歳入にもなるわけですので、そういったことをしっかりと伝えるべきかなというふうに思いまして、次の質問に進む前に。次の質問しちゃっていいですか。

○議長（戸坂健一君） しちゃってください。してから……。

○11番（佐藤啓史君） 質問の途中ですがって入っていく。

○議長（戸坂健一君） 質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中でありましたので、質問を続けてください。

○11番（佐藤啓史君） それでは、じゃあ午後からの質問に入ります。そうしましたら、次で、3番目に質問いたしましたアカウミガメ産卵の保護と海岸保全について先に聞かせていただきます。市長から御答弁をいただきました。これはアカウミガメですね。レッドリストに入っているということでございます。

今回質問するに至った経緯といいますか、それをちょっとお話しさせていただきたいと思います。これは数年前に部原の方から、部原の方というか、部原海岸でアカウミガメの産卵が、またふ化も確認されていますということで、こういった保護活動をしていますよということで御連絡いただきました。何か行政とか、お力添えいただくことがありましたらお願ひしますということは、ちょっと数年前にいただいたて、今年の6月、一番最初にウミガメの産卵が記録されたということで、随時、こういった形で時系列的のレポートをまとめていただいてくれています。

この方は、私も御本人の了解いただいた上でありますので、お話ししますけれども、キミヅカさんという方で、もともとは都内でビジネスされている方で、サーフィンが好きで、ずっと部原に来るようになって40年たつと。現在、部原でゲストハウスというか、民宿をされて、2地域居住というか、2拠点されている方なんですね。それで、このアカウミガメの産卵とか保護について活動されている方で、あそこの部原のマンションですとか、地域住民の方も一緒になって、ふだんは、ごみ拾い、ビーチクリーンもされているということありました。

御連絡いただいたんですけれども、市のほうで産卵、保護、確認の連絡があった場合には、先ほど答弁ありましたけれども、産卵されたであろう場所を囲って、看板を掲示して、御協力ください、見守りくださいというようなことをされているということでございました。

実は、この話を質問して通告した、今年はまだふ化が確認できていないんですということだったんですね。もしかすると、もうこの課長からも教えていただいたし、キミヅカさん。キミヅカじゃない、ゴトウさんでした。ゴトウさんからも。何でキミヅカというのが出たのかな。まあ、いいや。ゴトウさんて方なんですけど、水をかぶっちゃう、潮をかぶっちゃうと駄目に

なっちゃう。駄目になっちゃうというか、ふ化していても死滅しちゃうし、ふ化していない場合も駄目になっちゃうようなことも過去にもあったんだということで、そういうことも伺っていました。

ふ化が今年まだ確認されていないんですということだったんですが、実は今週の日曜日といいますか、3日前、4日前の朝に連絡いたたいて、子ガメの足跡が複数確認できていますということで、私行きました。8時前、9時前、行ったら、部原のパーキングですね。パーキングから、ずっと向こう、部原の東の港のほうにかけて幾つもの子ガメの足跡が確認できました。

ちょっと奇妙だったのが、市で囲っていただいた産卵したであろう場所じゃないところから、どうも出ているような感じもあったんですね。そこからも出ていたのかかもしれないんですけど、そういうこともありました。

過去には、中央博物館分館海の博物館の学芸員、研究員の方たちにも来ていただいて、掘り起こしをしていただいて、何匹がふ化していたとか、何匹が亡くなっていたとかということまで全部やっていただいているんですね。

まず、そのときに伺ったのが、今年まだふ化されていないであろうということもあるので、この場所を一度、海の博物館の研究員の先生に来ていただいて掘り起こし確認作業もしていただきたいということは伺いましたので、まず、今ここでそのことはお話しさせていただきます。

それで、勝浦のほうもいろいろ、部原海岸だけ以外でも、アカウミガメの産卵ということを聞いております。したがって、まず再質問でお聞きしますのは、勝浦市内で、ほかの海岸においてアカウミガメの産卵が確認されている、あるいはふ化が確認されている場所があれば、お示しいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。今年度に関しましては、6月の23日に1か所、6月の25日に1か所、8月の4日に2か所、いずれも部原海岸で産卵の痕跡と思われる状況を発見したという連絡がありました。そちらに關しまして、市長答弁にもありましたとおり、市の職員が現地調査を行いまして、ロープ等の囲い、看板を設置しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 部原以外で、今年、今年度じゃなくても構わないんですけど、部原以外の海岸で確認されている場所をお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えいたします。過去からになってしまいますが、5年、6年前からの状況を把握しておりますので、説明いたします。

平成31年度は2件、鵜原海岸、令和2年度は特に連絡等ございませんでした。令和3年度は2件、鵜原海岸、令和4年度は3件で部原海岸、令和5年度、1件で部原海岸、令和6年度、1件で守谷海岸。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 市のほうで連絡があった場所が今、海岸名でいうと部原、鵜原、守谷ということによろしいかと思います。過去のSNS、フェイスブック等でも、いわゆるマリブといいますか、あそこなんかでもウミガメの産卵が確認されて囲ったということも私はちょっと確認しているんですけども、勝浦市内の至るところで、このウミガメの産卵と、またふ化も確認さ

れているんだと思います。

それで、皆さんも御覧になったかと思いますが、実は隣の御宿で、8月の23日の千葉日報でウミガメの産卵、ふ化、御宿の宝、住民の見守りという記事が出ました。これ御宿は勝浦と違って、網代湾といつて1つの大きな湾の海になっていて、その中に浜、中央、岩和田って分かれているんですけど、勝浦とちょっと違う海岸の地形になっていますが、こういった形で御宿のほうが一生懸命パトロール隊、御宿うみがめパトロール隊というものがあって、ここで保護活動をしているということになっています。

御宿のホームページを拝見しましたら、このウミガメの件がやっぱりホームページで出ていました。勝浦市、私がホームページ見たところ、それがちょっと確認できなかったので、可能であれば、やはりこういった、ゴトウさんいわく、ウミガメが産卵に来る海ってだけで差別化できます、付加価値のついたビーチなんですということをおっしゃっていました。

ぜひこれは変に、何かこれを利用して何かしようということではなくて、しっかりと、私さつき登壇して言いましたけれども、ウミガメと、勝浦の海岸は自然と共に創っている海なんだと。そして、ウミガメだけじゃなくて、私は今年初めて、興津は3年連続でブルーフラッグを取得して、クサフグの産卵というのを見に行きましたけれども、こういったものも確認できるし、興津は、区長おっしゃっていましたけども、アマモが群生しているということもおっしゃっていました。本当に自然豊かな海が勝浦に残されているということで、これはしっかりと後世に残していくかなきやいけないというふうに思いますので、それも含めて、もっと市民向けに、このことをもっと周知していただきたいと思いますし、もっと対外向けにも、勝浦の海はこういう海なんですということをPRしていただきたいというふうに思います、そのことについて、ウミガメのことなので、鵜原でも過去にもあるということでございますので、市長から御所見だけでもお伺いできればと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。アカウミガメ、最近もこのように、今、何頭ということが話されましたが、自然のこの中で産卵をし、そして子ガメがふ化して帰っていく姿、これは私も、ここ5年間の中で何回か見守ってきたところであります。これ産卵場所の位置と環境というのが大変重要であって、ともすると、ふ化できないというような状況もございます。理想は、この自然のまま、本当には囲いもしないで、そのままふ化して、ウミガメ、子ガメがたくさん海に戻れますようにという思いですが、どうしても、ここでは危な過ぎるという危険のペーセントによっては、何かしら対策をしなければならないと思います。

昨年の守谷の例では、鴨川シーワールドと連携をして、子ガメをふ化を成功して、また守谷の浜でかえしたというふうな、そういう事例もあります。

部原、鵜原、そして守谷、これが中心になりますが、興津もエコ・コースト事業の前はカメが来ておりました。人間の知恵でエコ・コースト、ウミガメを保護する海岸ということを目指したわけですが、それが、かえって来なくなってしまうという状況もございます。

広く視点を持ち、この豊かな海、海岸、これを様々な生物が豊かに暮らせる、人間も豊かに暮らせる、そういうまちを目指したいというふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 市長のおっしゃるとおり、本来そのままが一番理想なんんですけど、人が踏み

つけられちゃつたりとか、そういうことも、で、ふ化したのに出でこれないとか、そういうこともありますので、極力自然のままでありながらも、我々の保護と保全活動をしていただけようお願いをしたいと思います。

では、残された時間で特定地域づくり事業協同組合制度について質問させていただきます。今回の質問の意図は、人口減少している過疎地域においては、やはり安定した雇用の場の創出というものが大事だと。これは過疎地域連盟というものがありまして、私はそれに出席したときにも、そういう話もありました。勝浦市においても、この人口減少対策の一つとして、また移住・定住の促進の意味からも、この特定地域づくり事業協同組合制度、活用したらどうかということでの質問でございます。

まず、人口について、人口動態についてちょっと考察したいんですけども、以前と、30年前と違いまして、若干人口動態に変化が出てきているのは皆さん御承知だと思います。当時は、いわゆる出生と転出入の自然動態と社会動態のうち社会動態、転出人口が多くて減少していたという経緯がありますけれども、ここは最近は出生数と死亡数の差異による自然動態が顕著で、いわゆる転出入については、転入人口が転出人口を上回る月が増えました。昨年においても、5、6、7、8、9ぐらいは、転入人口が転出を上回っているんですね。若干数ですけれども。今年に至っても、それが出てきています。暑い時期に増えるんですかね。やっぱり涼しいから来るのか分からんんですけど、そういうのが数字上では見てとれるかと思います。

こういった中で、市のほうとしても、照川市長は、この対策の一つとしてと思います、こども未来応援課を創設したわけでございます。妊娠、出産、育児、教育と一つの重点を置いて、この課を設置して取り組むということなんですけれども、そこに、私は前にも言っていますけど、その前部分の入り口部分の出会い、結婚も含めて、あるいは現役世代の転入に合わせた妊娠、出産というのも含めると、ここも非常にキーになる、ポイントになる部分だと思っています。

それで、先ほど市長からの答弁でもありましたけれども、最新の8月、今年の8月1日時点では、認定されたのが126組合ってなっていました。もう一度申し上げますけれども、この特定地域づくり事業協同組合については、2020年6月施行の特定地域づくり事業推進法に基づいて、人口急減地域において地域の事業者が集まってつくる組合がUターン、Iターン等の移住者を雇用し、様々な仕事に派遣する新たな仕組みであると。マルチワーカーという言葉が適切なんだと思いますけれども。これポイントが、先ほども市長の答弁からも言われていましたけれども、人口急減地域に限られているということ。そして、国からの交付金があるということ。2分の1プラス、さらに4分の1の、市の負担は8分の1でいいというものであります。これは非常に優位性のあることであるというふうに思っています。

私が以前、今の会派の前の前の会派で、そのときに一緒に行ったメンバーで、ここに議場にいらっしゃるのは岩瀬洋男議員と鈴木克巳議員、いますけれども、島根県の海士町に視察に行きました。これは別の視察で行ったんですけども、この海士町はいち早く、この特定地域づくり事業協同組合の導入しまして、海士町複合事業協同組合というものを立ち上げまして、農業や水産業、また加工業に若者が就労しているということであります。そして、これも島外から来ている方たちがここで働いているということであります。

ちょっといろいろ、126の組合全てではないんですけど、調べましたところ、例えば青森県の鰺

ヶ沢町というところでございますけれども、これは協同組合マルチワーカージョブステーション鰯ヶ沢、ここは農作業、これリンゴだと思いますけども、リンゴとか、あとは工場での梱包、また工場直営のカフェでの対応とか、またホテルでの客室清掃、またテナントの販売とか、この町の観光協会とか、こういうところで、要はマルチワークですよ。いろいろ働いている。季節型もあります。春から夏はこれ、秋から冬はこれというのもありますけれども、ここ鰯ヶ沢町が面白いなと思ったのは、水曜日、木曜日はリンゴの収穫とか、金土日はホテルで働いて月火は休むとか、週の曜日ごとに仕事をマルチワークしているようなケースもありますし、こういったことで、その地域地域に特性に合わせて、この組合で仕事を派遣していくということなんだと思います。

もちろん人口急減地域ですから、主に過疎地域に限られてきます。山間、谷津田、漁村、漁山村といふんですかね、そういうところでの雇用の場の確保と、私やっぱり最近気になるのが、どうしても外国人労働者の話が出てきますよね、今もう。この間の参議院選挙でもそうでしたけれども。働き手が見つからない、働き手がないといって外国人を受入れ。それはちゃんとした方が来て働いてくれるのは大いに結構なんですけど、今、不法外国人が問題になっちゃっているところで、これを言うと私は差別主義者ってたたかれるのかもしれないんだけど、そうではなくて、国内で、しかも田舎暮らししたいとか、自分の生まれ育ったところに引き続きここで働きたいという若者がいれば、そういう人たちのためにも、勝浦で今もう夏、海は大忙しだったと思いますよ。勝浦の商店街、飲食店、2時で閉まっちゃって、2時からやっているお店が1軒あるんですけど、そこが3時とかに20人ぐらい外で並んでいたりする状況ですよ。これだけ勝浦に人が来ていて、仕事もあります。また、これから新米の時期も、稻刈り終わっちゃいましたけれども、新米があったり、エビ網があったりだとか、そういった季節労働もいろいろあると思います。

ただ、本当に地域地域の特性に合わせたものが取り組む必要があると思いますので、これは市がやれということではないと思います。

ただ、呼びかけを、組合とか、各事業所とか、商工会とかにお願いして、本当にこれが勝浦で可能であれば、5人、10人、100人、もしかしたら20人規模の、要は新しい会社ができるようなものですから、そこで雇用の場が生まれて、働く人ができるのであれば、非常に夢のあることなんだと思います。

ということで今回を質問させていただいたわけでございますので、市長の答弁では研究ということで、それは多分、今回の答弁においては合格点の答弁だと私は思いますけれども、あと残り8分残しました。こういった質問は新しい取組の質問でございますので、最後の質問は市長と思いましたけれども、でも、やっぱり我々よりもさらに若い視点で、全国を知って、国を知っている加藤副市長に、満足いく答弁じゃなくていいです、率直な意見と、また勝浦という地域特性も踏まえた上での、ぜひ御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答えを申し上げます。議員仰せの特定地域づくり事業協同組合制度、これまだまだ新しい制度になっておりますので、市としても勉強が足りていない部分もあると思います。足元で申し上げれば、市の中心産業である第一次産業、それから第三次産業において、人手不足が顕著であるという認識もあります。

この協同組合については、そもそも組合員は事業者であります。人手を求めている事業者が4者以上集まらなければ、この協同組合というのは成り立たない。事業者が直接雇用するのではなくて、組合で人を雇ってもらって、そして利用料を払いながら派遣をしていただくという、このスキームが勝浦市にフィットするかどうか、ここを事業者とともに、コミュニケーションを取りながら研究を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 先ほど言いました、市がやるということではないんですけど、やっぱり市が旗振り役となって、漁業協同組合、JA、あるいは市内それぞれの事業所等、例えば様々な組合もありますし、やっていただくと。

先ほど言いましたけど、126組合ができていると。日本の全国の市町村、特に過疎地域の中で既に126ができているということでございますので、ぜひ私、我々としては、議会としては、今後、行政視察等も通じて先進地域を見ながら、それで、そこはどのような仕組みで、どのような方がどのようなことに従事されてということも研究していきたいと、見ていきたいと思いまして、またそのときには旗振り役となってやっていただきたいということをお願いを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員の登壇を許します。長田悟議員。

[4番 長田 悟君登壇]

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は2点。本市農林水産業の現状及び対応策について及びかつうら若潮まつり花火大会についてであります。

初めに、本市農林水産業の現状及び対応策についてでありますが、昨年からの令和の米騒動により、米価格が高騰しています。注目されますのが、令和7年の米の価格です。本年は短い梅雨による水不足、例年にならない気温の高い日々が続いていることから、令和7年の米の実績について予想される米の収穫高、JA米の価格及び昨年との比較について、それと米価格に関係する市の事業、学校給食、子ども食堂、配食等の対応についてお伺いします。さらに、農業生産における有害鳥獣対策事業及びその成果についてお伺いします。

次に、勝浦沖キンメダイ漁の現状及び対応策についてであります。

6月18日の朝日新聞では、勝浦沖の今季のキンメダイ漁におけるイルカやマグロによる被害について、温暖化等の影響によるものなのか定かではありませんが、海の環境変化により、これまでとは異なった被害が報道されていますが、市としては、どのようにこの状況を把握しているのか、お伺いします。

また、第194号「みんなのギカイ」特集記事、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合と市議会の内容から、勝浦沖のキンメダイ漁を推進していく上で、市の対応策についてお伺いします。

2点目として、かつうら若潮まつり花火大会についてでありますが、新型コロナウイルス感

染症の蔓延後、6年ぶりにかつうら若潮まつり花火大会として再開されましたが、その成果についてお伺いします。

また、6年前の花火大会とコロナ禍後の花火大会の開催の趣旨、開催方法、開催期日及び経費の変化についてお伺いします。

さらに、今回の開催した実績から、今後、花火大会の継続性についてお伺いし、登壇しての質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

[市長 照川由美子君登壇]

○市長（照川由美子君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

初めに、本市農林水産業の現状及び対応策について、まず米の収穫高、JA米の価格及び昨年との比較についてお答えします。

令和7年産米の収穫中ですが、カメムシ被害や高温障害等が一部で見られるものの、おおむね例年並みであると伺っております。

J Aによる米の概算金価格につきましては、令和7年産米は、JA米コシヒカリ1等米で60キログラム当たり3万2,000円です。

令和6年産はまだ精算されておりませんが、JA米コシヒカリ1等米で60キログラム当たり2万1,000円となっておりますので、令和7年産米と令和6年産米を比較すると1万1,000円の増額となります。

次に、米価格に関係する市の事業の対応についてお答えします。

まず子ども食堂については、子どもの居場所づくり事業補助金として、1回の開催につき2万円を上限とした補助を行っております。

子ども食堂の開催者からは、補助金額の増額といった相談などは現在のところありませんが、子ども食堂の開催者へのヒアリングなどを行い、状況の把握に努めたいと考えます。

高齢者配食サービスは、現在2社に事業委託し実施しており、委託事業者に対し定期的にヒアリングを行っておりますが、米価格等の食材料費の変動の影響はないことを確認しております。

次に、有害鳥獣対策事業及びその成果についてありますが、有害鳥獣による農林産物被害防止のため、猟友会への委託等により、一斉捕獲やわなによる捕獲を実施しております。

成果といたしましては、令和6年度で申し上げますと、シカ、イノシシ、キヨン等、合計で計4,549頭を捕獲いたしました。

令和5年度の5,762頭と比べ1,213頭減少しておりますが、今後も猟友会と協力して有害鳥獣対策事業を進めていきたいと考えております。

次に、勝浦沖キンメダイ漁の現状及び対応策についてお答えします。

まず、今季のキンメダイ漁における被害の状況把握についてありますが、漁業関係者からの情報提供により被害があることは把握しております。

次に、キンメダイ漁を推進していく上での市の対応策についてありますが、これまでどおり、勝浦漁業協同組合及び新勝浦市漁業協同組合と連携し、必要に応じ対応ていきたいと考えます。

次に、かつうら若潮まつり花火大会についてお答えします。

まず成果についてでありますと、8月13日に開催されましたかつうら若潮まつり花火大会につきましては、天候にも恵まれ、コロナ禍後の勝浦の復活を印象づける、活気のあるにぎやかで、記念すべきイベントとなりました。

当日は1万5,000人もの来場者が訪れ、観光客のみならず、ふるさとを離れて久方ぶりに帰省した方々や、地域住民の皆様にとっても心に残る夏のひとときを共有することができました。

花火大会の開催により、地域経済への波及効果も一定程度あったと思われますが、何より開催を支えていただいた皆様のおかげで、地域の連帯感や誇りの醸成にもつながったと考えております。

次に、6年前の大会との開催趣旨、開催方法、開催期日及び経費の変化についてお答えします。

まず開催の趣旨ですが、6年前の令和元年度は、夏期観光客の誘致、市民の憩いの場を提供することにより、地域産業の振興に努めるとしており、今年度については、夏期観光客の誘致及び市民の憩いの場を提供することにより、勝浦観光のさらなる活性化と市民及び帰省客へお盆の風物詩を提供することにより地域の元気を取り戻すとしています。

開催方法は、令和元年度、今年度ともに、主催はかつうら若潮まつり実行委員会、会場は勝浦漁港周辺、開催日は8月13日でした。

開催に当たっての経費は、支出全体で、令和元年度は819万5,368円、今年度は、決算処理の途中でありますが、約1,200万円と見込んでおります。

次に、今後の花火大会の継続性についてでありますと、今年のかつうら若潮まつり花火大会の開催について、経済的な点から申し上げれば、勝浦市からの補助金のほか、皆様からの多大なる御支援に支えられて実現できたものであります。

また、開催準備の面からも、実行委員会や関係機関の皆様の御尽力によるところが多く、この後開催する実行委員会にて反省や検証をする中で、来年度の実施の可否も含めて協議をしていただきたいと考えております。

以上で、長田議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関する御質問については教育長からお答えします。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬教育長。

[教育長 岩瀬好央君登壇]

○教育長（岩瀬好央君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

米の価格に関する市の事業の対応についてのうち、学校給食についてでありますと、学校給食に使用する精米は、公益財団法人学校給食会と年間契約を結び、地元産のコシヒカリを購入しておりますが、令和6年度に比べ、令和7年度の購入価格は上昇しております。

しかしながら、市内在住児童生徒の給食費は無償としており、今後も児童生徒に安全で栄養バランスの取れた給食の提供を図ってまいります。

以上で、長田議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。それでは、質問させていただきます。

順番を変えて、初めに勝浦沖キンメダイ漁の現状及び対策、対応策について質問します。

6月27日「みんなのギカイ」特集記事で、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合と対談をいたし

ました。この日は、同組合の資源管理の取組が世界的にも認められ、キンメダイの資源管理について、アフリカ、オセアニア、東南アジアから国際協力機構を通じて研修生が来っていました。

漁業に関しては、私素人ですので、インターネットで検索しました中で、「獲らない努力で日本一」キンメダイを次世代につなぐ外房漁師の取組とはというものを資料として話をさせていただきます。

千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は千葉県外房地域、御宿町、勝浦市、鴨川市の小型漁船漁業を営む漁業者によって組織された組合であり、勝浦だけの漁業者ではありません。

令和6年度キンメダイ太平洋系群の資源評価では、表3-1、各都県海域での統計資料、主要港での水揚げ量、漁獲成績報告書、広域漁業調整委員会資料により算出したキンメダイの漁獲量——これトントンなんですけども——の推移で、長らく日本一の漁獲をしていた静岡県を超えて、2018年には日本一となり、以後、継続をしています。この内容は、他県が軒並み漁獲を減らしていく中で、安定した漁獲量を維持し続けた成果であるとされております。

日本一となった鍵は「獲らない努力」ということあります。外房地域の漁師の皆さんには、長年にわたり「獲らない努力」を重ねることで、キンメダイの資源を守り抜いてきました。

キンメダイは、現状では、特定の魚種に対して年間で漁獲できる量の上限を設定する仕組み、TACの対象魚種ではありません。つまり、国の制度としてではなく、各地域それぞれが自主的な資源管理を行っています。

そうした中で、外房地域では徹底した取組を続け、安定的な漁獲量を維持してきました。組合の方々は、先代たちが続けてきた努力のおかげで、今、私たちが漁業できている、私たちも孫の代までキンメダイを守るのは当然のこととの考えに基づくものです。

キンメダイを未来に残すための資源管理方法として、日本では主にインプットコントロール、テクニカルコントロール、アウトプットコントロール——このアウトプットコントロールとはTAC、漁獲制限のことなんですが、この3つの方法で資源管理がされているそうです。そのうち、同組合の皆さんにはインプットコントロール、テクニカルコントロールを中心に、キンメダイの資源を守ってきました。

それで、インプットコントロールとしては、操業時間の徹底があります。1990年代前半には1日8時間を操業していましたが、これを6.5時間に短縮、その後、5時間、4時間と操業時間の短縮を皆で決定し、現在、操業時間は4時間、この時間を1分でも超えて漁獲をしてしまうと罰金という制度もあるそうです。

また、2つ目としまして、禁漁期間の徹底ということあります。未来にいかに資源を残していくかを船団の皆さんが考えた結果、自主的なルールを決め、操業期間は10月1日から翌年の6月30日まで、キンメダイの産卵期に当たる7月から9月には自主的な禁漁期間を設けています。

また、テクニカルコントロールとしましては、漁法の制限がございます。組合員が使用する漁法は建て網業法のみ。1本の道糸の先に1.6メートルの間隔で枝縄と釣針をつけ、一番下には2キロから3キロのおもりをつけた仕掛けです。魚群探知機で反応があった地点で釣針を下ろし、海底にはわせるように、450メートル付近まで沈めます。朝一番、1回目の投入は150針まで、2回目以降は50針までと、投入する針の数を管理し、取り過ぎない工夫をしています。

このほかの漁法としましては、伝統的なたる流し漁法と呼ばれる効率のよい漁法などがあります。

ますが、これらの漁法は全て禁止し、取り過ぎない漁業を徹底しています。

また、25センチ以下のキンメダイの再放流。漁獲したキンメダイのうち25センチ以下のものは再放流しています。

この取組は、外房キンメダイの価値を高めるにも一役を買っています。

700グラム以上のキンメダイは外房キンメダイのブランドを冠して販売することができます。そのため、サイズの小さなキンメダイを取らないことは、資源を持続させるためだけではなく、外房のキンメダイのブランドを守り続けることにもつながるのです。

さらに、取れ過ぎる餌は禁止しています。釣り餌は短冊切りにしたイカを赤く染めたものを使い、取り過ぎない工夫を自主的に続けてきました。

そのほかには、沿岸組合の操業ルールの設定の際には、全船団が納得するまで話し合うということです。

千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は昭和41年に発足し、操業ルールを決める際には、まず各船団で意見をまとめ、代表者会議にかけるそうです。その際、1船団でも反対があれば全員が納得するまで話し合いを重ね、決して多数決でルールを決めることはしないそうです。このルールは50年以上もわたって続いているそうです。

また、キンメダイの生態を調査するため、40年にもわたる自主的標識放流の取組により、資源管理のデータ採取も行っています。1983年からの総放流尾数は2万3,000匹を超え、そのうち再度捕獲した尾数は約480尾だそうです。

このような取組により、知られざるキンメダイの生態が明らかとなり、キンメダイを次世代に残していくヒントが見つかることを期待するところです。

組合の皆さんには、孫の代までキンメダイを残すという目的のために必要な量だけを取り、適切な価値をつけていくことで、海の資源も漁師の生活も守ってきました。「獲らない努力」の成果は、100年後の豊かな海と食文化への一つの希望だと思います。長年にわたる組合の努力を感じられる資料でございました。

ここで、これまでの千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合の取組について、市長のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。ただいまも1階に掲示されておりますパネルが示しておりますように、本組合の取組は未来へつなげるものであり、今後もぜひ続けていただけたいと考えております。その努力に敬意を表している次第です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。組合は様々「獲らない努力」をしていますが、実は6月の18日の朝日新聞の記事では、今季は異変、勝浦沖のキンメ漁、イルカやマグロによる被害深刻とされ、キンメを釣り上げる際にイルカやマグロの群れに一網打尽にされる被害が目立つとの記事でございました。

また、「みんなのギカイ」の対談では、マグロ漁獲制限などの国が定めるルールの枠内で行う漁業については、取りたくても取れない状況が続いており、漁業者も苦労しているということでございます。

ここで質問なんですが、マグロの漁獲制限についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。クロマグロの漁獲制限につきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会で決定した国際的な資源管理措置に基づきまして、漁業者に対し厳格な数量管理が行われております。この資源管理の実効性を確保するため、最近では遊漁についても一定の管理を行う必要が生じてきたことから、令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による規制が導入されているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。その中で具体的な数量制限、数量等の制限が分かればお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和7年管理年度におけるクロマグロの配分につきましては、30キログラム未満の小型魚が千葉県全体で103.8トン、そのうち夷隅地区への割当ては38.6トン、30キログラム以上の大型魚が千葉県全体で87.4トンと公表されているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。マグロの漁獲規制のインターネットのA I回答をちょっと見たんですけども、その回答の最後には、これらの規制はクロマグロの資源回復と持続可能な漁業の実現を目指すもので——T A Cですね——という、それは当然だと思いますが、とされています。

キンメ漁の「獲らない努力」とマグロの漁獲規制は、自主規制と国際的な機関の規制の違いはございますが、双方とも持続可能な漁業の実現であります。

しかしながら、地球温暖化の影響なのか定かではございませんが、組合の方が長年育ててきた漁場に突然、敵となるイルカ、クロマグロが入ってきて被害が発生しています。この状況についてどう考えているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。多種多様な生き物が生息いたします大海原を管理することは、そこが豊かな漁場であれば、なおのこと難しいものと考えております。

イルカにおいては駆除目的の漁が禁止されており、現状での駆除というものは難しいと考えております。

また、キンメ漁で生計を立てている漁師の方がいる一方で、クロマグロ漁で生計を立てている漁師の方もいらっしゃいます。

これまでキンメ漁においてはルールを話し合いの中で決定していると先ほど議員のほうがおっしゃっておりましたけれども、それと同じように、お互いを尊重しつつ、クロマグロ漁関係者と調整をしていくものと考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 前と違った状況ですよということで、協調というのかと思いますが、全国各地では、これまでまれであったクマの出没が頻繁に発生しています。また、農業ではイノシシ、キョンなどの有害鳥獣被害も数年前にはなかったということだと思います。気候もそうなんですが、これまでの常識が覆されています。

海も漁業者の生活される生活圏内と捉え、そこに損害を与える新たな状況がキンメ漁にも起こっています。今季キンメ漁におけるイルカやマグロによる被害について、市の対応はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。先ほども申し上げましたとおり、イルカは駆除目的の漁が禁止されており、クロマグロは国際的な資源管理がなされているところでございます。このような状況におきましては、勝浦市独自の対策というところは非常に難しいと考えております。

しかしながら、他の事案と同様に、勝浦漁業協同組合及び新勝浦市漁業協同組合と、必要に応じ対応に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 市の独自の対策は難しいと。それと、この事案等については、勝浦漁協また千葉県沿岸漁船ではなく、勝浦漁協また新勝浦市漁協と必要に応じ検討するというような答えがありました。

市長、ここで4つ、私聞かせていただきます。

1つ目は、勝浦沖のキンメは勝浦市を代表する特産品と考えますが、市長のお考えをお伺いします。

2つ目に、これまでキンメ漁場で前からクロマグロの漁をしていたのでしょうか。キンメ漁場は勝浦沖にあり、長年、組合の方々が大切に育ててきた海域であります。

新聞報道にあるように、今季に入り、イルカやマグロによる被害はキンメ漁場で発生しています。キンメ漁を行う漁業者の生活が危ぶまれております。それを関係者と調整をしていくべきとのことですが、市長の考えをお伺いします。

3つ目に、勝浦地域の千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は本市に漁協の組合員であると考えますが、その状況についてお伺いします。

4つ目は、市の対策は難しいとのこと、他の事案と同様に2組合と必要に応じ検討してまいりたいということですが、では、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は昭和41年にもう発足しており、その組合には勝浦地域も入っています。その組合の要望は、市は対応しない、本市2漁協からの要望でないと対応しない、「みんなのギカイ」で組合の苦労がされていること、勝浦市に期待することは対応しない。では、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合が直接要望できる機関はどこなのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。まず、最初の御質問ですが、勝浦沖のキンメは、勝浦市を代表する特産品の一つであると考えています。

2番目の御質問ですが、それぞれの漁場は隣接しており、漁業者間で協議し、キンメ漁をしている操業時間以外でマグロ漁をしていると聞いております。このような状況ですので、それぞれ関係者が現状を共有し、連携を図って調整していくことが大切であると考えます。

3番目の御質問ですが、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は、勝浦市だけではなく、鴨川市、御宿町の漁業関係者により構成をされているところです。

一方で、本市の千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合員は、勝浦漁業協同組合もしくは新勝浦市

漁業協同組合の組合員であります。しかしながら、広域的な対策については、現在でも千葉県が中心となり、市、町、漁業協同組合等の関係機関と連携し取り組んでおります。

そのため、本県において直接要望できる機関となりますと、最初に千葉県勝浦水産事務所に要望していただくことになると考えます。

4番目の御質問ですが、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合は、勝浦市だけではなくて、先ほど申し上げましたように、鴨川市、御宿町とで構成されております。このように広域的な対策については、現在、先ほど申しましたように、町、漁業協同組合等の関係機関と連携して取り組んでおります。

直接要望できるというのは、先ほど言いましたように、水産事務所ということで考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質問の途中であります。午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。直接要望するということについては、千葉県勝浦水産事務所というような回答であります。が、要望というのは、漁協組合だけではなくて、市のほうからも要望というのもできると思うんですけども、今こういうような事実がありますよということで、市は、組合から要望がなければできません、組合は水産事務所に要望してください。じゃ、市は何もしない、何もしなくてもいいというような捉え方にもなると、ちょっとそういうようなニュアンスになるかなというような感じがします。

じゃあ、次に支援策というふうな形なんですが、農業における有害鳥獣被害というのは、先ほど市長の答弁がございましたが、ではキンメダイの被害についての国、県の対策は何かなされているのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。キンメ漁の被害に限定されました国、県の対策というものは現在では特段行われていないものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。これまでなかったキンメダイの被害については、なかったんですね。でも、今季にこういうものが増えてきましたよという事実が発生したということであれば、市からでも構わないと思います、これを国、県へ被害実情報告とか、そういう対応策を強く要望すべきと私は考えます。

私は、勝浦市は首都圏内の食の供給地であり、農林水産業、第一次産業は財産であると考えます。この農林水産業が衰退することは、首都圏の供給が途絶えることにつながります。将来、人口が首都圏に集中することも考えられますが、その人たちの食の確保は必要なんです。将来的に勝浦市の第一次産業は維持していくかなければなりません。

総合計画106ページ、目指すまちの姿として、「安定した経営基盤と良好な漁業環境に支えられ、付加価値が高く、持続可能な産業として水産業の活気あふれるまちを目指します」とされ

ています。キンメ漁の被害及び今後の対策について、改めて市長にお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。先ほどの答弁と同じように、勝浦漁業協同組合及び新勝浦市漁業協同組合と必要に応じ検討してまいりたいというふうに思います。

このキンメについては、私も漁師さん方から、実際どんなふうに食われていたのかということまで見ております。でも、きっちとこの流れに沿って行動するということは非常にこれからも大事であるというふうに思いますので、御了解を得たいと思います。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。市長も鵜原ということで、この漁業につきましては相当関係があるということでありますので、市長の行動の私たちは本当に積極的な動きのほうを期待しております。よろしくお願いします。

次に、農業関係についてお聞きします。今年度の予想される米の収穫高ですが、本年は例年にない気温の高い日が続いており、全国的にも少雨による深刻な水不足、その反面、九州などでは線状降水帯発生での豪雨が発生しており、農業生産には苛酷な状況の年であると考えます。

勝浦市の本年の降水量は、6月で100ミリ、7月で63ミリ、8月が84.5ミリであり、昨年よりも相当少ない量となっています。また、幸い勝浦市においては、勝浦ダムからの農業用水給水システムがあります。

ここで質問ですが、勝浦ダムからの、今年の6月から8月までの貯水量及びその貯水のパーセンテージ、これについてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和7年6月の貯水量でございますが、179.8万立方メートル、貯水率にいたしますと91%、令和7年7月、貯水量173.7万平方メートル、貯水率にいたしますと88%、令和7年8月、貯水量にいたしますと125.4万立方メートル、貯水率にいたしますと62%。8月に大幅に減っておりますけれども、これは給水したというところで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。勝浦ダムの給水については今回十分であったということですが、勝浦ダムの給水外のほ場もあります。本来なら、ほ場全体に潤う適度な雨量、これが欲しいところでございました。

次に、月平均の気温なんですけど、本年6月は23.1度、7月については26.9、8月は27.1度ということで、猛暑日のない勝浦を象徴するような平均気温であります。このような環境の中での今年のJA米の価格は、概算金でコシヒカリは、市長答弁にありました3万2,000円であります。兼業農家主体の本市米農家を継続していくには、5キロ2,500円以上の買取り価格が必要と考えていますので、今年の概算金は生産者にとって妥当な金額であると考えます。

次に、政府は米の増産にかじを切りました。しかしながら、すぐに増産できるわけではありません。米農家の高齢化、ほ場の面積に合った農機具の更新など問題点が多く、簡単に作付面積を増やすことは困難であり、本市の米農家は現状維持を目標とする、総合計画のほうでは、するということでございましたので、それでいいと思います。

米農家規模拡大の最大の問題は、米を乾燥する設備の規模であります。幾らコンバインを大

型化して1日の刈取り量を増やしても、乾燥しなければ何もなりません。昔と違い、トラクター、田植機、コンバインなどの導入により、じかにほ場に入ることは少なくなり、効率化されていますが、これから米農家の生産効率化を考えると、乾燥設備、ライスセンターの設備の充実が有効であると考えます。

ここで、JAいすみのライスセンターの使用料についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。JAいすみのライスセンター利用料につきましては、搬入するもみの水分量により変動いたしまして、水分量が20%以下の場合、1俵当たり税込みで1,764円、水分量が20.1%から28%の場合、1俵当たり税込みで2,646円、水分量が28.1%以上の場合、1俵当たり税込みで3,087円となっているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、今回、米の金が概算金で1万1,000円上がったということでございます。

これまでのライスセンターの使用につきましては、米価格と比較して高いと思われましたが、今年の米価格の上昇により使用価格が貰えれば、JAに売り渡す米は、買取り後、ライスセンターに搬入することで完結し、その後の工程は省略されます。また、新米の争奪が報道されていますが、ライスセンターを利用することで、JA米の確保にもつながり、勝浦市の農村の景観形成、休耕田を増やす対策になると考えますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。JAいすみ勝浦ライスセンターは、平成11年度に農業経営基盤確立農業構造改善事業補助金を活用して整備された施設でございますので、多くの方に御利用いただければと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 市長、すみません。ライスセンターを使うということを私、質問しているんじゃないなくて、ライスセンターは使うことは有効な手段ですよと。しかしながら、私の言っているのは、勝浦市の農村の景観形成とか、休耕田を増やす対策にライスセンターを使うことが有効ではないのかというふうな質問でしたけど、分かりました。オーケーです。

次に、米価格に関する市の事業でありますが、市民に影響のあるものとして、学校給食、子ども食堂へ配食等を挙げましたが、そのほかに影響があるのかどうか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。ただいま御質問のございました事業以外で米価格が関係する市の事業でありますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、介護サービス事業所物価高騰対策支援事業を実施しております。これは事業所の食材費をはじめ光熱水費等、幅広く物価高騰に対応する支援であります。こうした中、今回の令和7年産米の概算金の上昇を受け、さらなる物価高騰対応が求められているものと考えます。

今後も関係各課と米価格上昇に影響を受ける市事業や新たな対象の把握に努めるとともに、物価高騰に対する国、県の支援の動向を注視してまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、ちょっと順次聞いていきますが、学校給食については無償という

ことで教育長答弁がございました。が、その財源はどのようなものなのかお伺いするとともに、御宿町の分も請け負っているということから、給食業務受託負担金の賄材料費負担金の考え方及び価格上昇の措置についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。まず、給食費無償化の財源としては、ふるさと応援基金と千葉県公立学校給食無償化支援事業補助金を充当しており、充当割はふるさと応援基金が9割強であります。

次に、給食業務受託負担金の賄材料費負担金については、小学校、中学校の児童生徒の給食提供人数の割合に応じた負担であります。令和7年度1学期における負担割は、勝浦市が70.13%、御宿町が29.87%であります。

次に、価格上昇の措置については、児童生徒に安全で栄養バランスの取れた給食の提供を継続するためにも、でき得る限り対処してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、次に子ども食堂について、よろしくお願ひします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。子ども食堂の実施に当たり、米価格の高騰による影響等について、子ども食堂の開催者から聞き取りなどを行い、必要に応じて補助金額の増額など検討を行いたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、次に高齢者配食サービスの、さつき答えがありましたけども、もう一度お願ひします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。高齢者配食サービスは現在2社に業務委託をしておりますが、委託先に6月末にヒアリングを行いまして、米価格上昇による影響はないことを確認しております。

次回は今月末に実施を予定しておりますが、今後も定期的に物価高騰による影響を把握しまして対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。令和7年の米の価格につきましては、つい最近決まったということでありますので、6月のヒアリング、そのほかに今月末するということで、ひとつよろしくお願ひします。

そうですね。あと、今、米高騰による負担をどのように考えるのかを確認させていただきました。市の財政状況、物価高騰、事業者支援、受益者負担等の考えから、市民が納得できる負担割合を考えていただきたいと思いますが、ここで市長のお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。米をはじめとする食料品、身の回りの生活必需品など、物価高騰を日に追うごとに強く感じているところであります。このような中、市が事業者とともに取り組む事業においても、大なり小なり物価高騰影響を受けているというふうに思います。

このため、今後も国等の物価高騰対策の動向を把握しながら、それを適宜的確に活用すると

ともに、市として、物価高騰の影響を受ける事業については、その事業が継続できるような対応について、負担の在り方も含め検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

じゃあ次に、かつうら若潮まつり花火大会についてですが、市長の答弁と重複するところがあると思いますが、初めに、花火大会の開催の趣旨として、観光客を主な対象としているのか、市民を対象としているのか。これにつきましては、日にちが8月12から13に変わりましたよというようなところがあつて、今回の開催の趣旨をもう一度、観光商工課長、よろしくお願ひします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬觀光商工課長。

○觀光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この大会の開催の趣旨にも、夏期観光客の誘致、市民の憩いの場を提供するうたつているとおり、どちらも対象であるというふうに考えて実施したところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 次に、開催場所とか期日についてなんですけども、8月の漁協の関係もございます。漁協は土曜日休みだということである、また盆も休みだというような、ちょっと私認識しているんですけども、そうであれば、8月の山の日でしたっけ、山の日ですね、の日も土曜日に今回ぶつかっていますよというような3連休のところ多分あると思いますが、そういうところはどういうふうに考えたのか、期日決定のプロセスについて観光課長、よろしくお願ひします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬觀光商工課長。

○觀光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず開催場所につきましては、この規模の打ち上げを実施するための打ち上げポイントと観客との保安距離が十分に保たれる場所としては、これまでと同様に勝浦の漁港周辺を会場としたいということがございました。これを前提としたしまして、勝浦漁協をはじめ勝浦漁港の関係者と、この場所であるとか開催の可能な日程について協議をした上、実行委員会に諮り、決定したものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

次に、大会の経費についてということをお伺いします。前回よりも400万ぐらい多くなったのかなという、市長の答弁の中ではありますけども、この内容について、配分等についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬觀光商工課長。

○觀光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この大会経費につきましては、現在、決算処理の途中でありますので、概算で申し上げます。全体の経費は約1,200万円、そのうち花火の打ち上げ費用が約480万円、警備費用が約240万円、会場設営費用が約320万円、その他の費用が約160万円となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

じゃ次に、大会開催に関する関係総人数及びそのうち市及び市関係機関動員数についてお伺

いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。大会に関わるスタッフ等の総人数は約240名でございました。そのうち市の職員は70名、警備員は72名、その他警察消防等の関係機関からは約100名ということでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この中で警備員が72名ということで、先ほどの費用の中で警備費が240万円、これを割りますと警備1人頭3万円というようなところが多分、東日本大震災あるいはコロナ、また警察署の要請とかありまして、この部分が増大したというようなところかなと思います。

あとは、勝浦市のホームページを見ますと花火大会の寄附、これも相当来ているというところで、そういうものが成り立って1,200万というような全体の経費が貰えるのかなというふうな形で、大体今回の開催の内容が分かりました。

また、8月13日は夕方に、お盆の迎え火行事というのもあります。その行事に参加するため、観光客に加え、里帰りする方も多くいると考えます。

東日本大震災及びコロナ禍を経た今回のかつうら若潮まつり花火大会の運営を踏まえ、市的一大行事として発展していっていただきたいと思いますので、その言葉を最後に、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、長田悟議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明9月4日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参考をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時38分散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問